

認可外保育施設の立入調査 について



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当



都内の保育サービス利用児童の状況

報道発表資料 令和3年7月28日 福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」を元に作成

(単位：人)

区 分		R3.4	R2.4	H31.4	H30.4	H29.4
各 年 4 月 現 在 の 利 用 児 童 数	認可保育所	287,937	283,014	269,627	254,484	239,709
	認証保育所	13,645	14,734	16,218	17,890	19,169
	認定こども園	7,758	6,804	6,269	5,822	5,331
	家庭的保育事業	1,279	1,496	1,640	1,669	1,902
	小規模保育事業	7,213	7,545	7,619	7,338	6,132
	事業所内保育事業	667	736	752	684	420
	居宅訪問型保育事業	164	186	160	126	75
	定期利用保育事業	771	1,077	1,201	1,285	955
	企業主導型保育事業	745	772	727	348	69
	区市町村単独保育施策	3,524	4,194	4,963	4,121	3,946
計		323,703	320,558	309,176	293,767	277,708
参考	就学前児童人口（各年1/1現在）	619,296	632,104	641,341	641,920	640,273
	利用率（%）	52.3%	50.7%	48.2%	45.8%	43.4%



保育所等の設置状況

報道発表資料 令和3年7月28日 福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」より

◆保育所等の設置状況

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数 (所)		定員 (人)		施設数 (所)		定員 (人)	
		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減
平成 28 年	2,342	+158	230,334	+13,635	664	△36	22,665	△1,247
平成 29 年	2,558	+216	247,105	+16,771	631	△33	21,418	△1,247
平成 30 年	2,811	+253	266,473	+19,368	610	△21	20,759	△659
平成 31 年	3,066	+255	285,121	+18,648	575	△35	19,551	△1,208
令和 2 年	3,325	+259	303,093	+17,972	537	△38	18,072	△1,479
令和 3 年	3,477	+152	313,364	+10,271	500	△37	16,718	△1,354

(注) 各年4月現在

(参考) 保育所等利用待機児童数 (H28→R3.4 △7,497人)

H28.4月現在 8,466人
(対前年増減+652人)



R 3.4.現在 969人
(対前年増減△1,374人)



認可外保育施設の現況

企業主導型保育事業開始

各年4月1日現在の届出施設数（東京都受付）

区 分	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年
ベビーホテル	292	416	532	550	536	497
事業所内保育施設	446	481	426	298	199	186
院内保育施設	145	148	170	171	173	168
その他の認可外 保育施設	178	195	171	152	129	125
合 計	1,061	1,240	1,299	1,171	1,037	976

※八王子市は中核市のため、届出施設数に含まない。

※世田谷区及び江戸川区は令和2年4月1日から児童相談所設置市のため、令和2年以降は届出施設数に含まない。

※荒川区は令和2年7月1日から、港区は令和3年4月から児童相談所設置市のため、令和3年以降は届出施設数に含まない。



立入調査の目的

- ◆ 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-1

◆ 児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-2

◆ 児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円
以下の罰金に処する。

第1～6号（略）

第7号

正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による
立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定
による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者

認可外保育施設の立入調査の根拠②

◆認可外保育施設に対する指導監督の実施について

(平成13年3月29日付雇児発第177号、[最終改正]令和3年4月30日付子発0430第3号
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙「認可外保育施設指導監督の指針」抜粋)

【この指針の目的及び趣旨】

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、**認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを**
確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖
命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、**本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**
であり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を
満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和
23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭
的保育事業等設備運営基準」という。）を**満たすことが望ましいものであること。**



認可外保育施設の立入調査の根拠③

◆ 認可外保育施設に対する指導監督要綱

(昭和57年6月15日56福児母第990号)

〔調査の実施〕

第8条 知事は、**原則として毎年度1回以上、別に定める計画**に基づき、その職員をして**定期的に**認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

8 第1項の規定による立入調査のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、**随時に**認可外保育施設及びその事務所に対し**特別に立入調査（特別立入調査）**を行わせる。

参考：

認可外保育施設指導監督基準

都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として都HPに掲載

→ **東京都福祉保健局ホームページ**

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

> 東京都福祉保健局

> 子供家庭

> 保育サービス

> 認可外保育施設について

> 指導監督要綱・指導監督基準について

● **認可外保育施設に対する指導監督要綱**

● **別表1 指導監督基準** (認可外保育施設指導監督基準)

● **別表2 評価基準** (1日に保育する乳幼児の数が6人以上、同6人以下、居宅訪問型(法人・個人))

● **実施細目** (認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目)

※法令改正等により適宜改正あり

保育施設に対する指導監督の組織

(東京都福祉保健局の場合)

指導監査部指導第二課

保育施設検査担当

(☎03-5320-4055)

- 認可保育所、幼保連携型認定こども園に対する実地検査
- 東京都認証保育所に対する立入調査
- 認可外保育施設に対する

立入調査

立入調査等と
改善状況の確認

連携

少子社会対策部保育支援課

民間保育援助担当

(☎03-5320-4131)

- 設置予定者に対する事前指導
- 開設、変更、廃止、各届出受理
- 運営状況報告の徴収、事故報告等受付
- 研修の実施（東京都福祉保健財団に委託）
- 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付
- 巡回指導（巡回指導チームの統括）

民間保育援助担当は認可外保育施設の担当です。認可保育所、認証保育所の担当とは異なります。上記のほか、認可外保育施設の事業停止命令、施設閉鎖命令等の処分事務も担当します。

立入調査の流れ【一般的な流れ】

① 【都】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【都】立入対象施設を選定、実施通知を送付



③ 【都】立入調査の実施



④ 【都】調査結果を通知

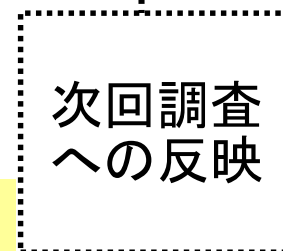


⑤ 【設置者】改善状況報告書の提出
(原則30日以内)



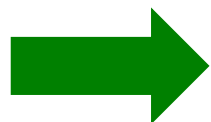
⑥ 【都】改善状況報告書の確認・再指導等

次回調査
への反映



立入調査【随時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



立入調査実施

立入調査の流れ【随時対応】

①【都】立入調査の実施

②【都】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【都】改善状況報告書の確認

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・著しく利用児童の安全性に問題がある場合 等

改善されない場合

⑤【都】改善勧告

⑥【都】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【都】公表

- ・弁明の機会の付与
- ・都児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【都】業務停止命令

又は施設閉鎖命令



令和3年度保育施設指導検査等実施方針 一般指導検査（立入調査）の重点項目①

（1）運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

一般指導検査（立入調査）の重点項目②

（２）保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- （ア） 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- （イ） 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- （ア） 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- （イ） アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- （ア） 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- （イ） 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- （ウ） プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- （エ） 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- （オ） 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

立入調査を実施する施設の選定

【選定方法】

- ◆過去の立入調査において、

指摘事項の改善が図られていない施設

- ◆苦情、通報等が多く寄せられている施設

又はその内容から運営状況の確認を要する施設

- ◆新規に開設された施設

- ◆相当の期間にわたって、立入調査を実施していない施設

- ◆その他立入調査の実施が必要と判断される施設 (24時間開所施設等)

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況

【令和2年度立入調査（実地検査）実施状況】

① - 1

保育所・保育施設等について、全体の5.2%に当たる247施設に対して、立入調査等を行った。

種 別	対象数 (a)	立入調査等数 (b)	うち文書 指摘施設数 (c)	実施率 (b/a)	文書指摘率 (C/b)
認可保育所	2,978	129	52	4.3%	40.3%
認証保育所	537	14	11	2.6%	78.6%
★認可外保育施設	<u>1,248</u>	<u>101</u>	<u>61</u>	<u>8.1%</u>	<u>60.4%</u>
幼保連携型認定こども園	27	3	0	11.1%	0%
計	4,790	247	124	5.2%	50.2%

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子及び児童相談所設置市に所在する公立施設を含みます。

対象数及び実地検査数について、認可外保育施設では、令和2年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施のため、例年より検査実施数が少なくなっています。

※ 上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)に対して、法人事業所に対して立入調査を行っています(対象数150、立入調査数及び文書指摘事業所数16、実施率10.7%)。

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況

① - 2

【令和元年度立入調査（実地検査）実施状況】

保育所・保育施設等について、全体の13.1%に当たる642施設に対して、立入調査等を行った。

種 別	対象数 (a)	立入調査等数 (b)	うち文書 指摘施設数 (c)	実施率 (b/a)	文書指摘率 (C/b)
認 可 保 育 所	2,969	237	118	8.0%	49.8%
認 証 保 育 所	578	99	52	17.1%	52.5%
★ <u>認可外保育施設</u>	<u>1,340</u>	<u>299</u>	<u>185</u>	<u>22.3%</u>	<u>61.9%</u>
幼保連携型認定こども園	30	7	6	23.3%	85.7%
計	4,917	642	361	13.1%	56.2%

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子市内の公立施設を含みます。認証保育所は、八王子市内の保育所を含みます。

対象数及び実地検査数について、認証保育所では、平成31年4月2日以降に認証を行い、実地検査を実施した施設を含みます。認可外保育施設では、平成31年4月2日以降に届出された施設で、実地検査を実施した施設を含みます。

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況②

【認可外保育施設に対する立入調査の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象数	1,017	1,089	1,183	1,340	1,248
立入調査数	180	211	225	299	101
実施率	17.7%	19.4%	19.0%	22.3%	8.1%

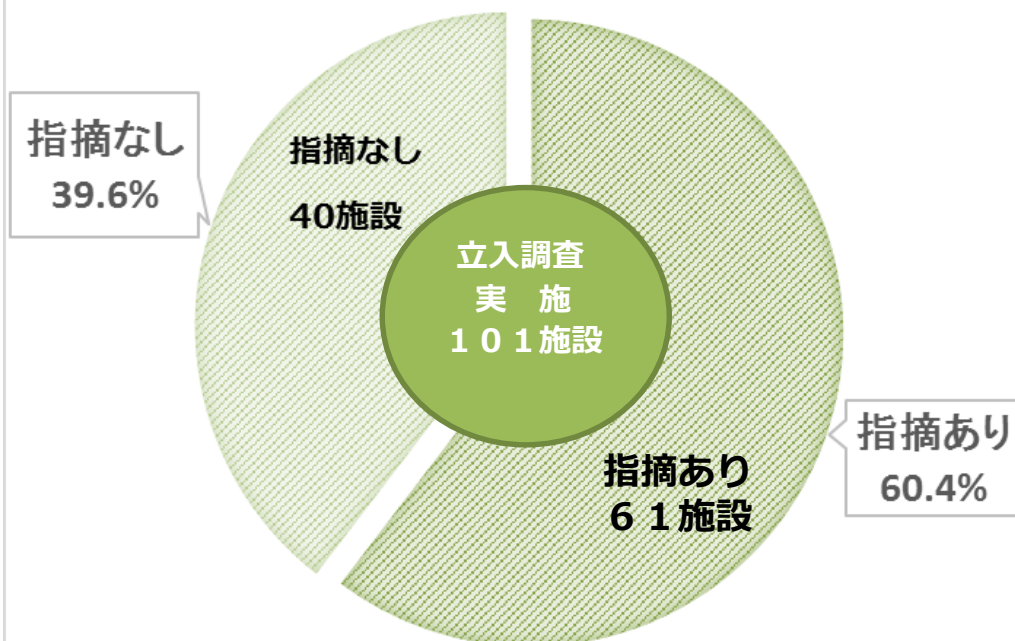


※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、立入調査数が少ない。

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況③

【認可外保育施設】

文書指摘状況（C指摘）



令和2年度文書指摘内訳
(上位3項目)

緊急通報訓練の実施	40施設
救命講習の受講	24施設
保育従事者の適正な配置	14施設

令和2年度立入調査における主な指摘事項①

認可外保育施設の文書指摘の具体事項例

指 摘 事 項	件数
緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。	40
救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。	24
入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること。	14
入所時の児童の健康診断を実施すること。	11
入所後の児童の健康診断を実施すること。	11
保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること。	10
消防計画を作成していないので是正すること。	10
その他：乳幼児の避難に適した設備等を適切に設けること、労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること 等	89 (延べ)
合 計(述ベ)	209

※件数は暫定値です。



令和2年度立入調査における主な指摘事項②

認可外保育施設の口頭指導の具体的事項例

指 導 事 項	件数
入所時又は入所後の児童の健康診断が一部実施されていない、または記録が整備されていないので是正すること。	29
サービス利用者に交付する書面の内容が不十分なので是正すること。	27
避難・消火訓練が毎月実施されていない、または避難・消火訓練の記録が整備されていないので是正すること。	17
保育室その他児童の出入り場所において危険防止に対する十分な配慮をしていないので是正すること。	17
利用者の見やすい場所における施設及びサービスに関する掲示の内容が不十分なので是正すること。	15
保育従事者の外部研修等への参加が全くない、または施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていないので是正すること。	12
その他：職員の中に健康診断(不足等)、検便(回数不足等)、発育チェック(不足等)、保護者との連絡状況(連絡帳の記載内容不足等)、職員の勤務状況が確認できる書類(整備不足等) 等	40 (延べ)
合 計	157

※件数は暫定値です。

立入調査時の主な確認書類①

◆ 運営管理

指導監督基準項目	
3 (2)	消防計画 避難消火訓練記録
(評価基準 3 (2) a)	防火管理者の選任・届出の控え (収容人数 30 人以上の施設)
7 (4)	職員健康診断記録 検便結果記録
(評価基準 7 (8) g)	救命講習の修了証等 (過去3年以内に受講したもの) 関係機関への緊急通報訓練 (119番通報等の訓練) の記録
8 (1)	施設・サービス内容の掲示
9 (1)	履歴書 資格証明書 (保育士証等) 労働者名簿 (採用年月日がわかるもの) 雇用契約書 (就業規則) 勤務表 (ローテーション表) 出勤簿 (タイムカード) (勤務実績がわかるもの) 賃金台帳
9 (3)	施設平面図

日頃から、備えられているか、点検してください。



立入調査時の主な確認書類②

◆保育内容

日頃から、備えられているか、
点検してください。

指導監督基準項目	
5 (1) イ	デイリープログラム
(評価基準 5 (1) b (a))	保育日誌
5 (3) ア	連絡帳 (3歳未満児)
5 (3) イ	緊急連絡表
6 (2) イ	献立表
7 (2)	児童の発育チェックの記録 (身体測定記録)
7 (3) ア	児童健康診断記録
7 (3) イ	保育施設付近の病院等関係機関の一覧
9 (2)	児童票 (氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等)
	児童に関する契約書



改善状況報告について

判定区分(C・B)ごとに用紙が異なります。

(かがみ文イメージ)

(改善情報報告)

提出日を記載してください。

第 号
令和 年 月 日

東京都福祉保健局長 宛

設置者・代表者名を記載してください。
印は不要です。

設置者・代表者名

改善状況報告について

令和 年 月 日付 福保指二第 号により通知のあった改善を要する事項について、別紙のとおり報告します。

立入調査結果通知の左上に記載されていた日付・文書番号を記載してください。

(報告様式イメージ)

改善状況報告書(判定区分C)

区市町村名、経営主体、施設名を記載してください。

区市町村名
経営主体
施設名

指 摘 内 容	事項別改善状況(又は方策)	改善の時期
保育に従事する者の数及び資格 保育に従事する者の数		
非		
非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 消防計画を作成していないので策定すること。		

- 事項別改善状況(又は方策)について、具体的に記入してください。
- 改善の状況がわかる資料を添付してください。
- 改善の時期の欄は、改善した日又は改善予定の時期について、記入してください。

立入調査結果の公表について (紹介①-1)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/index.html

社会福祉法人・施設等の指...

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Language 都庁総合トップページ

東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 施設案内 各種申請 調査・統計 職員募集 問合せ

現在のページ 東京都福祉保健局 > 福祉保健の基盤づくり > 社会福祉法人・施設等の指導検査

社会福祉法人・施設等の指導検査

- ▶ 指導検査実施要綱・実施方針・検査基準・自己点検票
- ▶ 集団指導資料
- ▶ 保育施設の指導検査について
- ▶ **社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果**
- ▶ 指導検査報告書

福祉保健の基盤づくり

- 1. 医療機関等に対する医療用マスク・手袋の配布について
- 2. 医療機関等に対する手指消毒用エタノールの優先供給について
- 3. 政策連携団体等
- 4. 福祉保健施策
- 5. 社会福祉法人制度
- 6. 社会福祉施設情報
- 7. 社会福祉法人・施設等の指導検査



立入調査結果の公表について（紹介①-2）



東京都は、社会福祉施設及び在宅サービス等を利用者が安心して選択することができるよう、また、事業運営の透明性の確保を図るため、東京都福祉保健局が実施している、社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービス事業者等に対する指導検査の結果を積極的に情報提供しています。

このホームページに掲載されている情報は……

社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービスについては、東京都が実施した指導検査結果を掲載しています。

社会福祉法人の基本情報については、「現況報告書」のデータを転載したものです。なお、時点のずれ等のため現在の状況と相違している場合がありますので、ご注意願います。

※現況報告書とは、社会福祉法及び同法施行規則の規定により、社会福祉法人が、毎年4月1日現在の状況を独立行政法人福祉医療機構(WAM)に電子提出するものです。現況報告書をご覧になりたい方は、WAMが運営するWAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等の電子開示システム」で「[社会福祉法人の現況報告書等情報検索](#)」を御利用ください。

※社会福祉施設及び在宅サービスの詳細な情報については、各施設等のページの「[とうきょう福祉ナビゲーション](#)」をご覧ください。福祉サービス第三者評価を受けている場合は、評価結果も掲載されています。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。



法人検索

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う施設です。種別によっては福祉関係の通知・通達に基づいた施設も含まれます。



施設検索

在宅サービス

介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業及び障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち在宅サービスを行う事業所です。



在宅サービス検索



立入調査結果の公表について (紹介①-3)

現在位置 [ホーム](#) > 社会福祉施設検索

社会福祉施設

施設名や所在地、種別により検索できます。項目を選択または入力して検索ボタンを押してください。

施設名・所在地から探す

施設名 所在地

+ さらに条件を追加 種別を含めた検索も可能です(複数検索選択可)

高齢者

- 特別養護老人ホーム [施設概要](#)
- 介護老人保健施設 [施設概要](#)
- 養護老人ホーム(一般) [施設概要](#)
- 養護老人ホーム(在宅) [施設概要](#)

障害者総合支援法

- 短期入所 [施設概要](#)
- 療養介護 [施設概要](#)
- 生活介護 [施設概要](#)
- 施設入居支援 [施設概要](#)

常時複数の保育従事職員が配置されているか①

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。



常時複数の保育従事職員が配置されているか②

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が**常時5人以下**の施設)

職員配置基準

原則として、

施設内の開所時間について常時2人以上

ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）

又は家庭的保育研修修了者である場合は、

乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可



(乳幼児6人以上の施設) 保育従事者の1/3以上は有資格者が

《有資格者の考え方》

有資格者は、**保育士**又は**看護師(助産師・保健師**を含む。)**)**の資格を有する者をいう。

◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

都における有資格者の取扱いにおいて、准看護師は、有資格者としてみなしていない。



消防計画が適正に作成され届出が行われているか

非常災害に対する措置として、具体的な計画＝消防計画の作成が必要【全施設】

※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※ 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。



労働基準法で義務付けられている帳簿等が備えられているか

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。

- 労働者名簿（労働基準法第107条）
- 賃金台帳（労働基準法第108条）
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

その他、都の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り（シフト、ローテーション）が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類（出勤簿等）の備えも必要です。



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか①

以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が**見やすい場所に掲示**されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造
- 施設の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 入所定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか②

職員に対する研修の受講状況

※ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額

提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

緊急時等における対応方法 非常災害対策

虐待の防止のための措置に関する事項

設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

認可外保育施設に対する指導監督要綱改正により、下線部分の掲示項目が評価基準に追加されました。

職員の健康診断の実施状況

《健康診断》

- ◆ 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。

《検便》

- ◆ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要



入所時及び入所後の定期的な健康診断は行われているか

《児童の健康診断》

継続して保育している児童の健康診断を入所時（利用開始日）及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施

◆ 入所時（利用開始日） 及び 1年に2回の健康診断が実施されているか。

（定期的な健康診断は、おおむね6月毎に実施）

※定期的な健康診断について、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けると。

※入所時（利用開始日）の健診については、保護者からの健康診断の結果（4か月以内に受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなす。

子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5) 保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3) 保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1) 保育所職員に求められる専門性)



子供の人権に配慮した保育②、虐待の防止

- ◆ 都内保育所において、園児に対する虐待や不適切な保育事例が発生している。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。
- ◆ 家庭において、児童の不適切な養育の兆候が見られる場合は、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

子供の人権に配慮した保育内容（例1）

保育者による虐待・不適切な保育の例

◆身体的な虐待・不適切な保育

- 怒るときに殴る、叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- バウンサーを激しく揺らす。
- 寝ている児童を無理やりコットや布団から落とす。
- 言うことを聞かせるために押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
- じっとさせるために馬乗りになって押さえつけたり、テープやひもなどで身体を拘束する。
- 遊びと称してプロレスの技をかける。

子供の人権に配慮した保育内容（例2）

◆心理的な虐待・不適切な保育

- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- 「ばか」、「きもい」、「かわいくない」などの言葉を浴びせる。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどについて、からかったり、保育者同士で笑いあったりする。
- 食事が終わらない児童に対し、部屋の電気を消し、午睡の時間もそのまま食べさせ続ける。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童によって、とてもやさしくしたり、無意味に厳しくしたり、差別的な扱いをする。
- おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。
- 児童の前で他の保育者に罵声を浴びせる。

子供の人権に配慮した保育内容（例3）

◆性的な虐待・不適切な保育

- 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
- 児童の体をなめる、着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為を行っている。
- 児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為を行っている。

◆ネグレクト・不適切な保育

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 食事の量を極端に減らす。

- ①保育者の都合で進める保育になっていないか、日ごろの保育を職員間で点検する。
- ②虐待や不適切な保育は、小さな芽の時期に摘むことが大切である。



救急対応策の徹底

● 常時、複数職員配置が徹底されていますか？

- ・ 緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・ 1日に保育する乳幼児が常時5人以下の施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いしておく等、体制づくりが必要です。

● 迅速な対応の手順を把握していますか？

- ・ 緊急対応のマニュアルの作成・見直しを行いましょ。
- ・ 緊急連絡先を整備しておきましょう。（保護者、消防・病院等の連絡先等）

● 緊急時の役割分担は明確になっていますか？

応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び囑託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておきましょう。

● 全職員が救急蘇生法や応急処置について熟知していますか？

定期的に救急対応訓練を行いましょ。全ての職員が対応できるようにましょ。



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

- ☆ **子どものため** ・ ・ ・ **安全の確保** ・
保育の質の向上
- ☆ **保護者のため** ・ ・ ・ **安心のため**
- ☆ **園及び職員のため** ・ ・ ・ **リスクマネジメント**

今後とも御協力をお願い申し上げます